

下請中小企業振興対策に関する事後評価書（要旨）

1. 評価の結果得られた今後の改善方策等について

1－1. 下請中小企業振興策の強化

1－1－1. 考え方

従来、下請中小企業振興策に関しては、本施策の柱である「下請中小企業振興法」（以下「下請振興法」という。）に基づき、下請中小企業者に対して、取引あっせん情報等の収集・提供事業を実施し、営業力の乏しい下請中小企業の販路拡大に対する支援を行ってきたところである。

しかしながら、現在の長引く景気低迷、親企業の海外進出等により、発注情報、あっせん成立件数等が低下しており、下請中小企業環境は厳しさを増している。こうしたことから、下請対策、特に取引あっせんを中心とする下請振興策の整備が強く望まれている現状を踏まえ、下請取引の機会の増大、取引成立件数の増加を目指し、より効率的な運用手法に改善する。

併せて、親事業者による不当な下請取引の未然防止の観点から業種別の標準的約款（下請関係法令を踏まえた基本契約書）の作成を行うとともに、支援センター等に情報提供し、講習会等において周知徹底を図る。

1－1－2. 当面の運用改善点

(1) 下請取引あっせん情報の充実・強化

ア. 下請取引あっせん事業の電子商取引対策の一環として、全国協会が平成13年度から実施している「取引マッチングシステム」の一層の充実・強化を図る観点から、民間の取引あっせん情報提供サイト等との連携を積極的に進める。

イ. 親企業の海外進出等の影響により、下請中小企業への取引が減少している現状に鑑み、海外からの我が国下請企業向け発注情報の収集・提供を図るため、日本貿易振興会、商社等を通じた「海外取引マッチング」の可能性について検討を行う。

(2) アンケート調査の実施等振興施策の効果測定に係る関連情報の充実

ア. 下請取引あっせん事業

a. 下請企業振興協会からの報告事項の充実（平成14年度）

これまで、下請取引あっせん事業の評価、検討にあたっては、下請取引あっせん情報の収集や提供実績等下請企業振興協会からの事業実績報告に基づいて行ってきたところである。しかしながら、あっせん後の取引成立までのフォローが十分ではなかったことから、従来の報告事項に「あっせん成立金額」を追加し、当該事業による下請取引の拡大に関する効果測定を行う。

b. 当該事業によるサービス内容に係る情報の収集（平成14年度）

毎年、あっせんを受けた下請企業に対して下請取引あっせんの利便性等当該施策のサービス内容に係るアンケート調査を実施し、下請企業振興協会が実施している下請取引あっせんサービスの効果測定を強化する。

イ. 経営等指導事業（平成14年度）

毎年、各協会を利用している下請企業者に対し、下請企業振興協会に期待する施策内容等に係るアンケート調査を実施し、その実態を把握することにより、本事業の的確な実施を図る。

ウ．業種別標準約款作成普及事業

下請取引を行う親事業者に対し、当該事業に基づき作成された標準約款を参考とした「基本契約」の締結度合いについてアンケート調査を実施し、本事業の効果の明確化に努める。

また、下請企業振興協会が毎年実施している下請事業者に対する下請関係法令の研修時に当該資料を紹介し、下請事業者に対しても「基本契約の締結」の周知・徹底を図る。

1－2．下請振興法の改正による下請振興策の強化（第156回通常国会へ提出）

1－2－1．考え方

近年、下請企業を巡る状況は、

- ①我が国の経済サービス化が進展し、下請構造が製造業だけでなく広くサービス業にも拡大していること、
- ②下請中小企業の対応には、事業協同組合によるものでなく、任意グループによるものもみられてきており、こうしたニーズに柔軟に対応する必要があること、
- ③下請中小企業の資金調達は一段と悪化し、業種に限らず支援の必要が生じていること、

等、大きな変化がみられている。

また、同法による振興事業計画については、同法の制定以降の策定件数が12件にとどまっており、今後、事業者にとってより利用しやすいものとするため、制度の早急な見直しが必要となっている。

こうした状況変化等に対応するため、下請振興法について、所要の改正を行う。

1－2－2．主な改正点

(1) サービス業等に係る下請中小企業の施策対象への追加

サービス業等の下請構造の拡大に伴い、製造業と同様に下請振興法に基づく措置を講ずることが必要となっており、下請振興法の対象にサービス業等の下請中小企業を追加する。

(2) 振興事業計画の作成主体の拡大

より広く多様な形態により下請事業者の振興が可能となるよう、政令による業種指定の撤廃等を行うとともに、下請事業者が中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合を組織していない場合でも、一定の要件を満たす公平かつ責任ある任意団体については、振興事業計画の作成・実施を可能とする。

(3) 売掛金債権担保保険の特例措置の創設

一般に不動産等の資産に乏しい下請事業者の資金調達の円滑化を図るため、主務大臣の承認を受けた振興事業計画に必要な資金に関し、下請事業者に対して売掛金債権担保保険の別枠の設定等の特例を設ける。

1－3. 効果検証

下請取引あっせん事業については、受益者である下請中小企業者の声を拾い上げることが重要であり、指導員や専門調査員による巡回、指導等の際の聞き取り、アンケート調査手法による意見の集約等適時実施していく。

1－4. 今後の事後評価の予定

上述の改善方策に従い、今後、施策の効果を高めるべく、事業の改善を図っていくこととする。その上で、施策の評価を平成19年度に行うこととする。

2. 施策の目的

2－1. 設定目的（事前評価書参照）

下請中小企業者に対して下請取引あっせん情報等の情報収集・提供事業等を実施し、営業力に乏しい下請中小企業の販路開拓等に対する支援を行うことにより、下請中小企業における下請取引の増加を図る。

2－2. 目的は達成されたか

下請中小企業における下請取引あっせん情報の収集については、企業訪問回数の増加等により多くのあっせん情報を収集するなど着実な事業の実施により、あっせん紹介件数の増加、マッチングシステムへの登録企業の増加等施策の効果が現れている。

3. 施策の概要

(1) 下請取引あっせん事業

①説明；

下請取引の広域化に対応するため、全国協会と支援センター等を結ぶ下請取引オンライン・ネットワーク・システムの活用等により、広域あっせん情報の迅速かつ的確な提供を行う。

②予算額等；

開始年度	終了年度	総予算額	総執行額	15年度以降継続
S58FY	H16FY	58,498(千円)※1 31,490(千円)※2	14,982(千円)※3	あり

※1：H10FY～H13FY 補正後予算額 ※2：H14FY 当初予算額 ※3：H10FY～H13FY 執行額

(2) 経営等指導事業

①説明；

下請企業の経営資源の充実を図るため、支援センター等が主催する講習会への講師派遣、受発注企業からの相談への対応や発注企業を中心とした企業訪問による受注事業者へ提供するためのあっせん情報収集等を実施。

②予算額等；

開始年度	終了年度	総予算額	総執行額	15年度以降継続
S54FY	H16FY	33,770(千円)※1 9,390(千円)※2	57,777(千円)※3	あり

※ 1: H10FY ~ H13FY 補正後予算額 ※ 2: H14FY 当初予算額 ※ 3: H10FY ~ H13FY 執行額

(3) 業種別標準的約款作成普及事業

①説明；

業種別の標準的約款（下請関係法令を踏まえた基本契約書）の作成を行うとともに、支援センター等に情報を提供し、支援センター等における講習会事業においてその普及・周知を図っている。

②予算額等；

開始年度	終了年度	総予算額	総執行額	15年度以降継続
S54FY	H16FY	4,487(千円)※1 1,174(千円)※2	6,234(千円)※3	あり

※ 1: H10FY ~ H13FY 補正後予算額 ※ 2: H14FY 当初予算額 ※ 3: H10FY ~ H13FY 執行額

(4) 調査広報等事業（予算：補助事業）

①説明；

協会ニュースの発行やホームページの運用により、下請取引あっせん等に関する情報提供を行うとともに、企業情報・受発注情報検索機能を有するマッチングシステムの運用により、新規取引先開拓をする上で必要とする取引情報を提供する。

②予算額等；

開始年度	終了年度	補助率	総予算額	総執行額	15年度以降継続
S54FY	H16FY	60%	29,720[千円]※1 21,062[千円]※2	72,684[千円]※3	あり

※ 1: H10FY ~ H13FY 補正後予算額 ※ 2: H14FY 当初予算額 ※ 3: H10FY ~ H13FY 執行額

注) 予算費目名：＜一般＞(項) 中小企業対策費(大事項) 中小企業の経営支援に必要な経費(中事項) 中小企業経営資源強化対策(小事項) 中小企業経営資源強化対策費補助(目) 全国下請企業振興協会補助金